

平成28年 9 月27日開会

# 平成28年 9 月徳島県議会定例会議案



## 目 次

第 1 号	平成28年度徳島県一般会計補正予算（第2号）	1頁
第 2 号	平成28年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）	7
第 3 号	旅館業法施行条例の一部改正について	9
第 4 号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正 について	11
第 5 号	徳島県長期継続契約に関する条例の一部改正について	13
第 6 号	徳島県税条例の一部改正について	15
第 7 号	徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例の制定について	19
第 8 号	徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例の一部改正について	39
第 9 号	徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について	41
第 10 号	徳島県警察関係手数料条例の一部改正について	43
第 11 号	平成28年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について	47
第 12 号	平成28年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について	51
第 13 号	平成28年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について	53
第 14 号	平成28年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について	55
第 15 号	平成28年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について	59
第 16 号	平成28年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について	61
第 17 号	平成28年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について	63
第 18 号	一般国道195号道路改築工事出合大橋上部工の請負契約の変更請負契約について	65
第 19 号	徳島阿波おどり空港旅客ターミナルビル増築他工事のうち建築工事の請負契約について	67
第 20 号	徳島県立阿南工業高等学校改築工事のうち建築工事の請負契約について	69

第 21 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院第 2 期中期目標の策定について	71頁
第 22 号	平成27年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について	77
第 23 号	平成27年度徳島県病院事業会計決算の認定について	79
第 24 号	平成27年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	81
第 25 号	平成27年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	83
第 26 号	平成27年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	85
第 27 号	平成27年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	87
第 28 号	上告の提起及び上告受理の申立てに係る専決処分の承認について	89
報告第 1 号	平成27年度決算に係る健全化判断比率の報告について	91
報告第 2 号	平成27年度決算に係る資金不足比率の報告について	93
報告第 3 号	損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	95
報告第 4 号	損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について	97
報告第 5 号	地方独立行政法人徳島県鳴門病院の平成27年度に係る業務の実績に関する評価結果について	99

## 第 1 号

## 平成28年度徳島県一般会計補正予算（第2号）

平成28年度徳島県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,241,497千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ506,053,665千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成28年9月27日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		千円 759,072	千円 206,237	千円 965,309
	1 分担金	269,205	151,737	420,942
	2 負担金	489,867	54,500	544,367
8 使用料及び手数料		6,313,746	1,966	6,315,712
	2 手数料	1,645,557	1,966	1,647,523

9 国 庫 支 出 金		59,276,914	5,754,678	65,031,592
	1 国 庫 負 担 金	31,197,562	1,659,452	32,857,014
	2 国 庫 補 助 金	26,379,082	4,094,626	30,473,708
	3 委 託 金	1,700,270	600	1,700,870
10 財 産 収 入		1,715,979	2,246	1,718,225
	1 財 産 運 用 収 入	593,136	2,246	595,382
11 寄 附 金		123,150	700,000	823,150
	1 寄 附 金	123,150	700,000	823,150
12 繰 入 金		82,614,700	1,801,049	84,415,749
	2 基 金 繰 入 金	18,315,148	1,801,049	20,116,197
13 繰 越 金		1,718,986	4,617,946	6,336,932
	1 繰 越 金	1,718,986	4,617,946	6,336,932
14 諸 収 入		17,141,214	16,375	17,157,589
	8 雑 入	4,355,738	16,375	4,372,113
15 県 債		56,913,000	5,141,000	62,054,000
	1 県 債	56,913,000	5,141,000	62,054,000
歳 入 合 計		487,812,168	18,241,497	506,053,665

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 26,105,546	千円 4,798,818	千円 30,904,364
	1 総務管理費	12,622,652	4,014,500	16,637,152
	2 企画費	4,092,993	60,000	4,152,993
	6 防災費	3,759,143	724,318	4,483,461
3 民生費		62,052,202	355,058	62,407,260
	1 社会福祉費	45,522,202	188,395	45,710,597
	2 児童福祉費	11,175,022	166,663	11,341,685
4 衛生費		23,801,041	3,010,926	26,811,967
	1 公衆衛生費	6,099,641	7,000	6,106,641
	2 環境衛生費	3,167,955	6,788	3,174,743
	3 保健所費	1,339,709	15,876	1,355,585
	4 医薬費	5,531,634	2,981,262	8,512,896
6 農林水産業費		32,691,557	3,083,637	35,775,194
	1 農業費	5,096,873	4,000	5,100,873
	4 農地費	10,526,340	1,622,837	12,149,177

	5 林業費	11,910,290	1,243,800	13,154,090
	6 水産業費	2,503,322	213,000	2,716,322
8 土木費		47,088,503	6,969,894	54,058,397
	1 土木管理費	4,225,689	20,000	4,245,689
	2 道路橋りょう費	22,172,207	3,140,644	25,312,851
	3 河川海岸費	12,787,420	3,419,500	16,206,920
	4 港湾費	3,339,004	208,250	3,547,254
	5 都市計画費	3,451,906	177,500	3,629,406
	6 住宅費	1,112,277	4,000	1,116,277
9 警察費		21,287,362	3,140	21,290,502
	1 警察管理費	18,859,835	3,140	18,862,975
10 教育費		86,693,545	20,024	86,713,569
	1 教育総務費	14,397,252	11,100	14,408,352
	4 高等学校費	19,765,652	8,924	19,774,576
歳出	合計	487,812,168	18,241,497	506,053,665



第2表 債務負担行為補正

## 1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
中央構造線活断層帯直下型地震・被害想定策定業務委託契約	平成29年度	6,000千円

第3表 地方債補正

## 1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
児 童 福 祉 事 業	千円 5,000	千円 17,000
農 地 事 業	2,154,000	2,803,000
林 業 治 山 事 業	2,182,000	2,782,000
水 産 事 業	695,000	788,000
道 路 橋 り よ う 事 業	7,875,000	9,485,000
河 川 海 岸 事 業	5,685,000	7,629,000
港 湾 事 業	1,040,000	1,190,000
都 市 計 画 事 業	1,241,000	1,316,000
高 等 学 校 整 備 事 業	1,975,000	1,983,000

計	56,913,000	62,054,000
---	------------	------------

## 第 2 号

## 平成28年度徳島県流域下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成28年度徳島県流域下水道事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,121,867千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成28年9月27日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業収入		千円 1,071,367	千円 50,500	千円 1,121,867
	1 分担金及び負担金	289,949	12,500	302,449
	2 国庫支出金	206,000	25,000	231,000
	4 県 債	185,000	13,000	198,000
歳 入	合 計	1,071,367	50,500	1,121,867

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費		千円 1,071,367	千円 50,500	千円 1,121,867
	1 旧吉野川流域下水道事業費	1,071,367	50,500	1,121,867
歳 出	合 計	1,071,367	50,500	1,121,867

## 第2表 地方債補正

## 1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
旧吉野川流域下水道事業	千円 185,000	千円 198,000

## 第三号

## 旅館業法施行条例の一部改正について

旅館業法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年九月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**旅館業法施行条例の一部を改正する条例**

旅館業法施行条例（昭和五十七年徳島県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「玄関、帳場」を「玄関帳場」に、「設備」を「設備（イにおいて「玄関帳場等」という。）」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、宿泊者の数を十人未満として法第三条第一項の許可の申請がなされた施設であつて、次の要件を満たすものについては、この限りでない。

イ 玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

ロ 事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

第十二条第二号イに次のただし書を加える。

ただし、宿泊者の数を十人未満として法第三条第一項の許可の申請がなされた施設については、この限りでない。

第十二条第二号中ハを削り、ニをハとし、同号ホ中「個室が」を「多数人で共用しない客室が」に、「個室の延べ床面積は、客室の延べ床面積に対して」を「当該客室の床面積の合計は、全ての客室の床面積の合計の」に改め、同号ホを同号ニとする。

第十四条第一項第二号中「旅館業法施行令」を「政令」に改め、同条第二項第一号中「シャワー室」を「シャワー室」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**提案理由**

旅館業法施行令の一部が改正されたことに鑑み、簡易宿所営業の施設の構造設備の基準を緩和する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年九月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年徳島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。  
別表第一中十の項を十一の項とし、七の項から九の項までを一項ずつ繰り下げ、六の項の次に次のように加える。

七 知事	不妊治療に要する費用の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
------	---------------------------------

**附 則**

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。

**提案理由**

県民の利便性の向上及び行政事務の効率化に資するため、個人番号を利用することができる事務の範囲を拡大する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。





## 第五号

## 徳島県長期継続契約に関する条例の一部改正について

徳島県長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年九月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県長期継続契約に関する条例の一部を改正する条例**

徳島県長期継続契約に関する条例（平成十七年徳島県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

本則中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 医療の提供に必要な物品の借入れの契約

本則に次の六号を加える。

八 受付案内の業務の委託契約

九 給食の業務の委託契約

十 医療事務、院内保管所の運営又は医療の提供に必要な業務の委託契約

十一 放置車両の確認及び標章の取付けの業務の委託契約

十二 運転免許証更新時講習又は違反者講習に関する業務の委託契約

十三 自動車保管場所の現地調査の業務の委託契約

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

県の事務事業における業務内容の多様化、外部委託の進展等により、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼす契約が増加していることに鑑み、長期継続契約を締結することができる契約の対象を拡大する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第六号

## 徳島県税条例の一部改正について

徳島県税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年九月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第二項ただし書中「ただし」の下に「、第四号」を加え、同項第五号中「自動車に」を「自動車のうち、身体障害者等の日常生活に不可欠であると知事が認めるものに」に改め、同条第二項中「時に」を「際に」に改め、同条第三項中「戦傷病者手帳」の下に「（以下単に「身体障害者手帳」という。）」を、「療育手帳」の下に「（以下「療育手帳」という。）」を、「精神障害者保健福祉手帳」の下に「（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第一項第五号の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、第二項の申告書を提出する際に、規則で定める場合を除き、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示しなければならない。

第五十二条第二項中「普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては毎年度納期限前七日までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては第四十九条の二第一項の規定によつて証紙をもつてその税金を払い込むこととされている際」を「当該年度の二月末日まで」に、「規則に」を「規則で」に改め、「身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により交付された」、「（戦傷病者特別援護法第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳）」、「厚生労働大臣の定めるところにより交付された」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定により交付された」を削り、同条第三項中「前項の」を「第二項の規定による」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により自動車税を減免することができる額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

一 普通徴収の方法によつて徴収される自動車税にあつては納期限までに、証紙徴収の方法によつて徴収される自動車税にあつては第四十九条の二第一項の

規定によつて税金を払い込むべき日までに前項の規定による申請書等の提出及び身体障害者手帳等の提示があつた場合 規則で定める額

一 次のいずれかに該当する場合 前号に定める額を前項の規定による申請書等の提出及び身体障害者手帳等の提示があつた月の翌月から規則で定めるところにより月割をもつて計算した額

イ 自動車税の賦課期日以後に第一項に該当することとなつた場合

ロ 普通徴収の方法によつて徴収される自動車税にあつては納期限後に、証紙徴収の方法によつて徴収される自動車税にあつては納付があつた日後に前項の規定による申請書等の提出及び身体障害者手帳等の提示があつた場合

第五十三条の二第一項中「自動車に」を「自動車のうち、身体障害者等の日常生活に不可欠であると認めるものに」に改め、同条第二項中「普通徴収の方法によつて徴収されるものにあつては毎年度納期限前七日までに、証紙徴収の方法によつて徴収されるものにあつては第四十九条の二第一項の規定によつて証紙をもつてその税金を払い込むこととされている際」を「当該年度の二月末日まで」に、「提出しなければならない」を「提出するとともに、規則で定める場合を除き、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定により自動車税を減免することができる額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

一 普通徴収の方法によつて徴収される自動車税にあつては納期限までに、証紙徴収の方法によつて徴収される自動車税にあつては第四十九条の二第一項の規定によつて税金を払い込むべき日までに前項の規定による申請書等の提出及び身体障害者手帳等の提示があつた場合 当該自動車に係る自動車税の額

二 次のいずれかに該当する場合 前号に定める額を前項の規定による申請書等の提出及び身体障害者手帳等の提示があつた月の翌月から規則で定めるところにより月割をもつて計算した額

イ 自動車税の賦課期日以後に第一項に該当することとなつた場合

ロ 普通徴収の方法によつて徴収される自動車税にあつては納期限後に、証紙徴収の方法によつて徴収される自動車税にあつては納付があつた日後に前項の規定による申請書等の提出及び身体障害者手帳等の提示があつた場合

## 附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 提案理由

身体障害者等に対する自動車取得税及び自動車税の減免措置等について、税負担の公平を図るため、減免することができる額の上限を定めるとともに、減免の適正な実施及び減免の申請をする者の負担の軽減を図るため、減免の対象及び申請手続について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出す

▽野田しほり。



## 第七号

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例の制定について

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例を次のように定める。

平成二十八年九月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例

#### 目次

##### 前文

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 気候変動対策に関する基本方針等（第八条―第十三条）

第三章 気候変動の緩和に係る対策

第一節 県民生活に係る対策

第一款 家庭生活等及び事業活動に係る配慮（第十四条―第二十四条）

第二款 温室効果ガスの排出削減計画書（第二十五条―第三十条）

第三款 建築物に係る配慮（第三十一条―第三十五条）

第四款 交通及びまちづくりに係る配慮（第三十六条―第四十一条）

第二節 再生可能エネルギー等に係る対策（第四十二条―第四十五条）

第三節 森林等による吸収作用の保全等に係る対策（第四十六条―第四十九条）

第四節 フロン類の排出の抑制等に係る対策（第五十条・第五十一条）

第四章 気候変動への適応に係る対策

第一節 気候変動への適応に関する基本的施策（第五十二条・第五十三条）

## 第二節 県民等の理解の促進等及び調査研究（第五十四条・第五十五条）

### 第五章 環境教育等の推進（第五十六条―第五十九条）

### 第六章 先導的な技術の活用及び先駆的な取組の実施等（第六十条―第六十二条）

### 第七章 雑則（第六十三条―第六十八条）

### 第八章 罰則（第六十九条）

#### 附則

地球の誕生から今日まで、四十六億年という長い歴史の中で、地球上では、多種多様な生命や美しく雄大な自然が脈々と受け継がれ、ことに本県においては、美しい海、濃い緑に包まれた山々、豊かな清流などの豊潤な自然環境に囲まれ、その恵みを享受してきた。

しかしながら、人類が化石燃料に依存し、エネルギーを大量に消費してきた結果、近年、世界の平均気温は上昇を続け、世界各地において豪雨や干ばつ、生息地の喪失による生態系の変化などが発生しているとともに、近い将来、食糧危機や健康被害をはじめとする更なる被害をもたらす危険性が増大しており、気候変動は、人類を含む自然界全体を大きく揺るがす重大な脅威となっている。

折しも、平成二十七年十二月、国連気候変動枠組条約第二十一回締約国会議において、この差し迫る危機的状況を打破すべく、歴史上初めて、百九十六の国及び地域の全てが協調し、温室効果ガスの排出の削減などのための新たな国際的枠組みであるパリ協定が採択され、二十一世紀後半には温室効果ガスの排出を実質的にゼロとすることを目指す脱炭素社会の実現に向け、世界が第一歩を踏み出した。

気候変動は、国境を越え、世界の国々が一丸となって取り組むべき問題である一面、気候変動の要因の多くは、私たちの生活及び生産の様式のあり方など人の活動そのものにあり、脱炭素社会の実現は、私たち一人一人の行動いかにかかっている。そして、今こそが、気候変動の脅威に立ち向かうため行動を起こすときであり、百年後に人類が存続しうるか否かの大きな分岐点に差し掛かっている。

そこで、本県においては、豊富な森林資源や多様な生態系、再生可能エネルギーを生み出す潜在力などの地域資源を最大限に活用するとともに、県民や事業者をはじめとするあらゆる主体が気候変動対策の推進役となり、脱炭素社会の実現に向け、環境首都としての進取の気概を持ち、本県こそがこの危機を救うべく、地球規模での気候変動対策を牽引していくことを強く決意して、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

**第一条** この条例は、脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、気候変動対策に関する基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、県、県民、事業者等が相互に連携し、一体となって気候変動対策の推進を図り、もって将来の県民に良好な環境を継承することを目的とする。



## (定義)

**第二条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 気候変動 地球の大気の組成を変化させる人の活動に直接又は間接に起因する気候の変化であつて、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものをいう。
- 二 気候変動対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の気候変動の緩和を図るための施策又は取組並びに気候変動への適応（気候変動の影響に適切に対処することをいう。以下同じ。）を図るための施策又は取組をいう。
- 三 脱炭素社会 化石燃料（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される燃料をいう。）の消費等に伴い発生する温室効果ガスの排出を可能な限り削減し、その排出量と自然界の温室効果ガスの吸収量との均衡を図ることにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させるとともに、生活の豊かさを実感し、及び経済の持続的な成長を実現できる社会をいう。
- 四 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「法」という。）第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。
- 五 温室効果ガスの排出 人の活動に伴つて発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。
- 六 再生可能エネルギー 太陽光、風力その他規則で定めるものを利用して得ることができるエネルギーをいう。
- 七 水素エネルギー 水素を利用して得ることができるエネルギーをいう。

## (基本理念)

**第三条** 脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する施策を総合的かつ計画的に実施すること。
- 二 あらゆる主体が、それぞれの立場において、気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する取組を自主的かつ積極的に行うことができるよう、県を挙げて、脱炭素社会の実現に向けた社会的気運を醸成すること。
- 三 気候変動対策の推進に資する地域に存する多様な資源を有効に活用するとともに、気候変動対策を通じ、地域における課題の解決に貢献すること。

## (県の責務)

**第四条** 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、総合的かつ計画的な気候変動対策を策定し、及び実施するとともに、その事務及び事業に関し、気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する取組を率先して実施しなければならない。

- 2 県は、前項の気候変動対策の策定及び実施に当たっては、県民、事業者等（事業者並びに事業者及び県民が組織する民間の団体をいう。以下同じ。）及び市町村と連携し、及び協働して取り組むものとする。

- 3 県は、県民及び事業者等が実施する気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する取組を促進するために必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

**第五条** 県民は、基本理念にのっとり、気候変動対策の重要性に関する理解を深めるとともに、地球環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下同じ。)に関する高い意識を持って、その家庭生活をはじめとする生活全般(以下「家庭生活等」という。)に関し、気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 県民は、県が実施する気候変動対策に協力するよう努めるものとする。

- 3 県民は、地域社会を構成する一員として、県民及び事業者等が実施する気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する取組であつて、多くの県民及び事業者等の参加等によりその効果を発揮するものに自主的かつ積極的に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

**第六条** 事業者は、基本理念にのっとり、気候変動対策の重要性に関する理解を深めるとともに、地球環境の保全に関する高い意識を持って、その事業活動に関し、気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう努めるものとする。

- 2 事業者は、県が実施する気候変動対策に協力するよう努めるものとする。

- 3 事業者は、地域社会を構成する一員として、県民及び事業者等が実施する気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する取組であつて、多くの県民及び事業者等の参加等によりその効果を発揮するものに自主的かつ積極的に協力するよう努めるものとする。

(一時滞在者への協力要請)

**第七条** 県は、観光旅行等で一時的に滞在する者(以下「一時滞在者」という。)に対し、気候変動対策の重要性に関する理解を深め、気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する取組を自主的かつ積極的に行うよう協力を要請するものとする。

- 2 一時滞在者は、県が実施する気候変動対策に協力するよう努めるものとする。

## 第二章 気候変動対策に関する基本方針等

(基本方針の策定)

**第八条** 知事は、気候変動対策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標
- 二 前号の目標を達成するために必要な施策に関する事項
- 三 気候変動への適応を図るために必要な施策に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、気候変動対策の推進に関し必要な事項

- 3 知事は、基本方針を定めるに当たっては、国の気候変動対策に関する計画等の施策等を参酌するとともに、都市計画、農業振興地域整備計画その他の気候変動の緩和に関係のある施策及び気候変動への適応に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ、連携して気候変動の緩和及び気候変動への適応が行われるよう配慮するものとする。
- 4 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、徳島県環境審議会及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 知事は、気候変動対策に係る技術水準の向上及び社会情勢の変化を踏まえ、必要があると認めるときは、基本方針を改定するものとする。この場合においては、前二項の規定を準用する。
- 7 知事は、毎年度、基本方針に定める施策の実施状況について、公表するものとする。

(県の率先実施)

**第九条** 県は、その事務及び事業に関し、次に掲げる気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する取組を率先して実施するものとする。

- 一 エネルギー（エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二条第一項に規定するエネルギーをいう。第四十一条第三号及び第四十四条第三項を除き、以下同じ。）の使用の合理化等の推進に関する取組
- 二 再生可能エネルギー及び水素エネルギーの利用の推進に関する取組
- 三 環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第二条第一項に規定する環境物品等をいう。以下同じ。）の調達の推進に関する取組
- 四 自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の使用に伴う温室効果ガスの排出の抑制の推進に関する取組
- 五 廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効な利用であつて温室効果ガスの排出の抑制に資するものに関する取組
- 六 県に物品又は役務を納入し、又は提供しようとする事業者の環境への配慮に係る指導に関する取組
- 七 緑化の推進に関する取組
- 八 温室効果ガスの排出量の埋め合わせ（排出の抑制が困難な温室効果ガスの排出量の全部又は一部に相当する量の温室効果ガスを、他の場所で森林の整備及び保全並びに再生可能エネルギーの利用等を行うことにより削減し、又は吸収することをいう。以下同じ。）の推進に関する取組
- 九 前各号に掲げるもののほか、気候変動の緩和及び気候変動への適応に関し必要な取組

(施策の策定等に当たつての配慮)

**第十条** 県は、気候変動による影響を受けるおそれがあると認められる施策又は気候変動に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、気候変動の緩和及び気候変動への適応に配慮するものとする。

(広域的な連携)

**第十一条** 県は、事業者等及び関係行政機関と広域的に連携し、及び協働して、気候変動対策の効果的な推進に努めるものとする。

(気候変動対策に係る調査研究)

**第十二条** 県は、気候変動の現状に関する最新の情報の把握に努めるとともに、効果的な気候変動対策に係る調査研究を行うものとする。

(指針の策定)

**第十三条** 知事は、県民及び事業者等が気候変動対策を推進するに当たって必要な指針を定め、これを公表するものとする。

### 第三章 気候変動の緩和に係る対策

#### 第一節 県民生活に係る対策

##### 第一款 家庭生活等及び事業活動に係る配慮

(環境意識の改善)

**第十四条** 県民及び事業者等は、その家庭生活等又は事業活動が現在及び将来の世代にわたって気候変動に影響を及ぼし得ることを自覚し、脱炭素社会の実現に向け、必要な知識及び技能を習得することにより、自らの環境意識の改善に努めなければならない。

(生活様式等の転換)

**第十五条** 県民は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、その家庭生活において自らが利用するエネルギーの使用量を把握するとともに、徹底したエネルギーの使用の合理化及び効率的な利用により、温室効果ガスの排出量がより少ない生活様式の確立に努めるものとする。

2 事業者は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、その事業活動に伴うエネルギーの使用量及び温室効果ガスの排出量を把握するとともに、徹底したエネルギーの使用の合理化及び効率的な利用により、温室効果ガスの排出量がより少ない生産の様式の確立に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する消費)

**第十六条** 県民及び事業者等は、その家庭生活等又は事業活動において、物品又は役務に係る温室効果ガスの排出その他の環境への負荷(徳島県環境基本条例(平成十一年徳島県条例第十一号)第二条第一号に規定する環境への負荷をいう。以下同じ。)の低減に資する合理的な消費として次に掲げる取組を行うよう努めるものとする。

- 一 温室効果ガスの排出量のより少ない機器又は役務の利用
- 二 環境物品等の積極的な選択及び利用

三 県内で生産された農林水産物（当該農林水産物を原料又は材料として、県内で生産された加工品を含む。）の優先的な消費

四 前三号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に資する取組

（冷暖房時の温度設定及び服装等への配慮）

**第十七条** 県民及び事業者等は、その住居又は事業の用に供する建築物の内部を冷房し、又は暖房するときの温度を、温室効果ガスの排出の抑制に資する相当な温度に保つよう努めるとともに、事業者等は、その従業員の就業中の服装等に配慮するよう努めなければならない。

（特定家庭用電気機器等のエネルギー消費効率の説明等）

**第十八条** 主として家庭生活の用に供する電気機器、ガス器具その他のエネルギーを消費する機械器具等であつて、温室効果ガスの排出量が相当程度多いものとして規則で定めるもの（以下「特定家庭用電気機器等」という。）の販売を業とする者（店舗において販売する者に限る。以下「特定家庭用電気機器等販売事業者」という。）は、特定家庭用電気機器等を購入しようとする者に対し、当該特定家庭用電気機器等のエネルギー消費効率（特定家庭用電気機器等の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギーの量を基礎として評価される性能として規則で定めるところにより算定した数値をいう。以下同じ。）について説明しなければならない。

2 特定家庭用電気機器等販売事業者は、規則で定めるところにより、店舗の見やすい場所に、特定家庭用電気機器等のエネルギー消費効率に関する情報を適切に表示しなければならない。

（環境マネジメントシステムの導入等）

**第十九条** 事業者は、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を円滑かつ効果的に推進するため、環境マネジメントシステム（環境に配慮した事業活動を自主的に進めるための目標を決定し、当該目標を達成するための継続的な事業活動の改善を図る仕組みであつて規則で定めるものをいう。）の導入及び推進に努めるものとする。

（製造等における温室効果ガスの排出の抑制）

**第二十条** 事業者は、その事業活動において製品の製造、輸入若しくは販売又は役務の提供（以下「製造等」という。）を行うに当たっては、原材料又は部品の選定から廃棄に至るまでの各過程において、温室効果ガスの排出量がより少なくなるよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動において製造等を行うに当たっては、その製品又は役務の利用に伴う温室効果ガスの排出量がより少なくなるよう配慮するとともに、当該製品又は役務の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供に努めなければならない。

（通勤における公共交通機関の利用等）

**第二十一条** 事業者は、事業所の立地条件に応じ、その従業員が通勤において公共交通機関の利用、自転車の使用その他の温室効果ガスの排出の抑制に資する方法によることを促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境保全型農林水産業の推進)

**第二十二條** 農林水産業を営む者は、耕地及び農林水産業の用に供する設備の使用等により発生する温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した生産活動を行うよう努めるものとする。

2 農業を営む者は、炭素の貯留に資する堆肥の施用等による農地の土壌管理その他の温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した生産活動を行うよう努めるものとする。

(環境への負荷の少ない催しの開催)

**第二十三條** 相当程度大規模な催しを開催しようとするもの(以下「催し開催者」という。)は、催しの開催に当たっては、当該催しに参加しようとする者(以下「参加者」という。)と協力し、温室効果ガスの排出、廃棄物の排出その他の環境への負荷をできる限り低減するよう努めなければならない。

(催し開催時の公共交通機関等の利用)

**第二十四條** 催し開催者は、参加者に対し、催しに参加する交通手段として公共交通機関等を利用するよう周知に努めなければならない。

### 第二節 温室効果ガスの排出削減計画書

(温室効果ガスの排出削減計画書の作成等)

**第二十五條** 事業活動に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として規則で定めるもの(以下「特定事業者」という。)は、規則で定めるところにより、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出状況並びに排出の抑制に係る措置及び目標その他必要な事項を定めた計画書(以下「温室効果ガスの排出削減計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

2 連鎖化事業(法第二十六条第二項に規定する連鎖化事業をいう。)を行う者については、その加盟者(当該連鎖化事業に加盟する者をいう。)が設置している当該連鎖化事業に係る県内の全ての事業所における事業活動を当該連鎖化事業を行う者の事業活動とみなして、前項の規定を適用する。

3 第一項の規定により温室効果ガスの排出削減計画書を提出した者は、当該温室効果ガスの排出削減計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の温室効果ガスの排出削減計画書を提出しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

4 特定事業者以外の事業者(以下「中小排出事業者」という。)は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出削減計画書を作成し、知事に提出することができる。

5 前項の規定により提出された温室効果ガスの排出削減計画書の内容の変更については、第三項の規定を準用する。

(実施状況等の報告書の作成等)

**第二十六條** 前条第一項の規定により温室効果ガスの排出削減計画書を提出した者は、毎年度、規則で定めるところにより、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出状況及び当該温室効果ガスの排出削減計画書に基づく措置の実施状況を記載した報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

2 前条第四項の規定により温室効果ガスの排出削減計画書を提出した中小排出事業者は、毎年度、規則で定めるところにより、前項に規定する報告書を作成し、知事に提出することができる。

(温室効果ガスの排出削減計画書等の公表)

**第二十七条** 知事は、第二十五条第一項の規定による温室効果ガスの排出削減計画書、同条第三項の規定による変更後の温室効果ガスの排出削減計画書又は前条第一項の規定による報告書の提出があつたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(事業活動に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報の公表)

**第二十八条** 特定事業者は、事業活動に係る地球環境の保全に関する活動及びその評価が適切に行われることが重要であることを理解するとともに、規則で定めるところにより、その事業活動に係る温室効果ガスの排出状況、温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組の実施状況その他必要な情報を、自主的かつ積極的に公表するものとする。

2 第二十五条第四項の規定により温室効果ガスの排出削減計画書を提出した中小排出事業者は、前項の規定に準じて、同項に規定する情報を公表するよう努めるものとする。

(中小排出事業者に対する支援)

**第二十九条** 県は、中小排出事業者による温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を促進するため、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(森林吸収源対策等の実施)

**第三十条** 特定事業者及び中小排出事業者は、温室効果ガスの排出削減計画書に定める温室効果ガスの排出の抑制に係る目標を達成する手段として、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制によるほか、森林の整備及び保全、再生可能エネルギーの利用その他の規則で定める方法によることができる。

### 第三款 建築物に係る配慮

(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等)

**第三十一条** 建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）を新築し、改築し、又は増築しようとする者は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、当該建築物に係るエネルギーの使用の合理化等及びエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第二号に規定するエネルギー消費性能をいう。）の向上、再生可能エネルギーの利用、資源の適正な利用その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(建築物環境配慮計画書の作成等)

**第三十二条** 規則で定める規模以上の建築物の新築若しくは規則で定める規模以上の改築又は建築物の規則で定める規模以上の増築をしようとする者は、規則で定めるところにより、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため実施しようとする措置その他の建築物の環境配慮に関する事項を定めた計画書（以下「建築

物環境配慮計画書」という。)を作成し、知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により建築物環境配慮計画書を提出した者は、当該建築物に係る工事が完了するまでの間に、当該建築物環境配慮計画書の内容を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 3 第一項の規定により建築物環境配慮計画書を提出した者は、当該建築物に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
- 4 建築物の新築、改築又は増築をしようとする者(第一項に規定する者を除く。)は、規則で定めるところにより、建築物環境配慮計画書を作成し、知事に提出することができる。
- 5 前項の規定により提出された建築物環境配慮計画書の内容の変更及び当該建築物に係る工事の完了については、第二項及び第三項の規定を準用する。
- 6 前各項の規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十八条の規定により同法第三章第一節の規定を適用しないこととされる建築物には、適用しない。

(テナント等事業者との連携)

**第三十三条** 事業者等は、その事業の用に供する建築物の全部又は一部を賃借権その他の権原に基づき事務所、営業所等として使用して事業活動を行う者(以下「テナント等事業者」という。)がいる場合においては、当該テナント等事業者と連携して温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組を行うよう努めるものとする。

- 2 テナント等事業者は、前項に規定する温室効果ガスの排出の抑制等に関する取組について協力するよう努めるものとする。

(建築物の緑化の推進)

**第三十四条** 県民及び事業者等は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、その所有し、又は管理する建築物及びその敷地の緑化に努めるものとする。

(建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報の提供等)

**第三十五条** 建築物の販売又は賃貸の事業を行う者は、建築物を購入し、又は賃借しようとする者に対し、規則で定めるところにより、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報を提供するとともに、その内容について説明するよう努めなければならない。

**第四款** 交通及びまちづくりに係る配慮

(公共交通機関の利用等の促進)

**第三十六条** 県民、事業者等及び一時滞在者は、温室効果ガスの排出の抑制を図るため、その家庭生活等、事業活動又は滞在中の活動において移動する場合は、自動車の使用に代えて公共交通機関の利用、自転車の使用その他の温室効果ガスの排出の抑制に資する方法によるよう努めるものとする。

- 2 県は、自動車の使用から公共交通機関の利用、自転車の使用その他の温室効果ガスの排出の抑制に資する方法への転換を促進するため、情報の提供、普及



啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境に配慮した自動車の運転等)

**第三十七条** 自動車を使用する者は、自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出を抑制するため、自動車の駐車をする場合に当該自動車の原動機を停止する等環境への負荷の低減に配慮した自動車の運転及び整備(以下「環境に配慮した自動車の運転等」という。)をするよう努めるものとする。

(環境に配慮した自動車の運転等を推進する者の選任等)

**第三十八条** 事業活動に伴い相当程度多い自動車を管理する者として規則で定めるものは、規則で定めるところにより、その管理する自動車を使用する者が環境に配慮した自動車の運転等をするを推進する者を選任し、その氏名その他必要な事項を知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、その従業員に対する研修その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する取組を実施するよう努めなければならない。

3 事業活動に伴い自動車を管理する者(第一項の規則で定める者を除く。)は、規則で定めるところにより、その管理する自動車を使用する者が環境に配慮した自動車の運転等をするを推進する者を選任し、その氏名その他必要な事項を知事に届け出ることができる。

4 第二項の規定は、前項の規定による届出をした者について準用する。

(自動車環境情報の説明等)

**第三十九条** 自動車の販売を業とする者(以下「自動車販売事業者」という。)は、製造後運行の用に供されることがない自動車(以下「新車」という。)を購入しようとする者に対し、当該新車に係る自動車環境情報(自動車の燃費性能(自動車の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギーの量を基礎として評価される性能をいう。)その他規則で定める事項をいう。以下同じ。)について説明しなければならない。

2 自動車販売事業者は、その販売する新車に係る自動車環境情報について、当該新車を購入しようとする者の見やすい箇所に見やすい方法で、表示しなければならない。

(自動車に係るその他の気候変動対策)

**第四十条** 駐車場設置者等の責務並びにこれらの者に対する助言及び指導並びに環境への負荷が少ない自動車の購入等については、徳島県生活環境保全条例(平成十七年徳島県条例第二十四号)第百二条から第百五条までに定めるところによる。

(環境に配慮したまちづくりの推進)

**第四十一条** 県は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、まちづくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、地域の実情に応じ、次に掲げる事項に配慮するよう努めるものとする。

- 一 公共交通機関の利用者の利便の増進
- 二 都市機能の集約の促進

- 三 電気、熱その他のエネルギーの効率的な利用の促進
- 四 植樹、植栽その他の緑化の促進
- 五 前各号に掲げるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備

## 第二節 再生可能エネルギー等に係る対策

(基本計画の策定)

**第四十二条** 知事は、再生可能エネルギーの利用の計画的な推進を図るため、再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再生可能エネルギーによる電力自給率に関する目標
- 二 前号の目標を達成するために必要な施策に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、再生可能エネルギーの利用の推進に関し必要な事項

3 第八条第五項から第七項までの規定は、基本計画について準用する。この場合において、同条第六項中「前二項」とあるのは、「第四十二条第三項において準用する第五項」と読み替えるものとする。

(再生可能エネルギー等の積極的な利用)

**第四十三条** 県民及び事業者等は、温室効果ガスの排出の抑制等を図るため、その家庭生活等又は事業活動において、再生可能エネルギー及び水素エネルギーの積極的な利用に努めるものとする。

(再生可能エネルギー等の地産地消等)

**第四十四条** 県民及び事業者等は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、地域において得られた再生可能エネルギー及び地域において製造された水素エネルギーを当該地域において、効率的に利用することができるよう努めるものとする。

2 県は、再生可能エネルギー及び水素エネルギーの利用に関する取組を促進するため、太陽光、風力その他の地域に存するエネルギー源が地域の実情に応じ、有効に活用されるよう、県民及び事業者等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

3 事業者等は、工場等の廃熱その他の未利用のエネルギーの有効な活用を努めるものとする。

(水素エネルギーの利用の促進)

**第四十五条** 県は、水素エネルギーに関する技術の研究開発及び実用化を促進するとともに、水素の製造、輸送、貯蔵、利用等（以下「水素の製造等」という。）の体制の整備及び水素の製造等の各過程に関連する産業の振興が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、水素エネルギーの利用を促進し、水素エネルギーの導入等の重要性に関する県民及び事業者等の理解を深めるため、水素エネルギーに関する情報の提供及び普及啓発を行うものとする。

### 第三節 森林等による吸収作用の保全等に係る対策

(森林の整備及び保全の推進等)

**第四十六条** 県民及び事業者等は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、森林の有する二酸化炭素の吸収作用及び固定作用に関する理解を深めるとともに、相互に連携し、及び協働して、森林の適切な整備及び保全が推進されるよう努めるものとする。

- 2 県は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、森林の有する二酸化炭素の吸収作用及び固定作用に関する県民及び事業者等の理解を深めるために必要な情報の提供を行うとともに、県民及び事業者等と連携し、及び協働して、森林の造成、整備等に努めるものとする。

(森林資源の維持及び利用)

**第四十七条** 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第二項に規定する森林所有者は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、適切な森林施業（伐採、造林、保育その他の森林における施業をいう。）の実施により、計画的に適正な森林の成長量を維持し、確実な森林の再生に努めるものとする。

- 2 県は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、計画的な森林の整備及び保全を通じ、適正な森林の成長量を維持し、確実な森林の再生に努めるものとする。

- 3 県民及び事業者等は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、県産材（県内で生産された木材をいう。以下同じ。）について、その特性に応じ、製品の原材料として利用し、再使用し、及び再生利用を行う等、県産材の長期にわたる利用に努めるものとする。

(温室効果ガスの排出量の埋め合わせの推進)

**第四十八条** 事業者等は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制が困難な場合においては、温室効果ガスの排出量の埋め合わせを行うよう努めるものとする。この場合において、温室効果ガスの排出量の埋め合わせは、県内において行うよう配慮するものとする。

- 2 県民及び事業者等は、温室効果ガスの排出量の埋め合わせに関する理解を深めるとともに、温室効果ガスの排出量の埋め合わせに積極的に協力するよう努めるものとする。

- 3 県は、第一項に規定する温室効果ガスの排出量の埋め合わせ並びに温室効果ガスの排出量の埋め合わせへの理解及び協力を促進するため、県民及び事業者等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(藻場の再生等)

**第四十九条** 県は、温室効果ガスの排出の抑制等に資するため、県民及び事業者等と連携して、藻場の再生、造成等に努めるものとする。

### 第四節 フロン類の排出の抑制等に係る対策

(フロン類の排出の抑制)

- 第五十条** 県は、フロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二条第一項に規定するフロン類をいう。以下同じ。）の使用を抑制すること及び同条第五項に規定する特定製品の使用等（同条第八項に規定する使用等をいう。以下同じ。）に際してフロン類の排出の抑制を図ることに係る情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 2 県民及び事業者等は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二条第二項に規定するフロン類使用製品の使用等の際に、みだりにフロン類を放出しないよう努めるものとする。

(廃棄物の発生の抑制等)

- 第五十一条** 県民及び事業者等は、その家庭生活等又は事業活動において、温室効果ガスの排出の抑制に資するため、廃棄物の発生を抑制するとともに、不用品の活用等による再使用を図り、廃棄物の減量に努めるものとする。
- 2 県民及び事業者等は、廃棄物の分別を行うとともに、再生資源に係る回収活動に参加し、又は協力すること等により、再生利用その他資源の有効な利用に努めるものとする。
- 3 県は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第百十六号）第二条第二項に規定する食品廃棄物等の発生の抑制及び減量を促進するため、同条第四項に規定する食品関連事業者、学校等に対し、情報の提供及び普及啓発を行うものとする。

#### 第四章 気候変動への適応に係る対策

##### 第一節 気候変動への適応に関する基本的施策

(基本的事項)

- 第五十二条** 県は、地勢、産業、人口の年齢別構成等の地域の特性を踏まえ、気候変動の影響に係る被害の最小化及び回避並びに気候変動の影響の効果的な活用的一面から気候変動への適応に関する施策を推進するものとする。

(分野別施策の推進)

- 第五十三条** 県は、気候変動への適応を図るため、次に掲げる施策を推進するものとする。

- 一 水害、土砂災害その他の自然災害の予防に資する施策
- 二 生物の多様性に及ぼす影響に備えるための生態系の保全及び再生に資する施策
- 三 水温の上昇その他の水に係る環境の変化及び渇水その他の水資源の変化に備えるための水に係る環境及び水資源の保全に資する施策
- 四 熱中症、感染症その他の疾病の予防に資する施策
- 五 農林水産物の栽培技術等の開発、農林水産物の生産基盤の整備その他の食料供給の確保に資する施策

六 前各号に掲げるもののほか、家庭生活等又は事業活動に関する分野であつて、気候変動への適応を図るために必要な施策

## 第二節 県民等の理解の促進等及び調査研究

(県民等の理解の促進等)

**第五十四条** 県は、気候変動への適応に関する県民及び事業者等の理解を深めるため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 県民及び事業者等は、その家庭生活等又は事業活動に及ぶ気候変動の影響に関する情報を収集し、気候変動への適応に関する知識及び技能の習得に努めるものとする。

3 県民及び事業者等は、気候変動への適応に資する生活様式又は生産の様式の確立に努めるものとする。

(気候変動の影響に係る調査研究)

**第五十五条** 県は、現在及び将来にわたる気候変動の影響に関し、地域における状況の把握に努めるとともに、当該影響に係る調査研究を行うものとする。

## 第五章 環境教育等の推進

(環境教育)

**第五十六条** 県は、次に掲げる事項に配慮し、環境教育（地球環境の保全についての理解を深めるために行われる気候変動対策に関する教育及び学習をいう。以下同じ。）を行うものとする。

一 家庭、学校、事業者等及び関係行政機関がそれぞれ適切に役割を分担し、及び連携するとともに、体験学習その他の多様な方法により実施すること。

二 幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的かつ継続的に実施すること。

2 県は、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において環境教育が実施され、それぞれの場に応じた適切な方法により行われるよう、必要な支援を行うものとする。

3 県民は、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において行われる環境教育に自主的かつ積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

4 事業者等は、その従業員その他の者に対する環境教育を自主的かつ積極的に行うよう努めるとともに、他の者の行う環境教育に積極的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

(普及啓発等)

**第五十七条** 県は、学校、事業者等及び関係行政機関と連携し、及び協働して、本県の特性を生かした効果的な気候変動対策に関する普及啓発を行うものとする。

2 県民及び事業者等は、前項に規定する普及啓発に係る取組に自主的かつ積極的に参加するよう努めるものとする。

3 県は、第一項に規定する普及啓発を効果的に推進するための拠点としての機能を担う体制の整備を行うものとする。

(人材育成等)

**第五十八条** 県は、学校及び事業者等と連携し、及び協働して、環境教育及び気候変動対策に関する普及啓発の効果的かつ適切な実施を促進するため、気候変動対策に関する自主的な活動の指導者又は専門的な知識若しくは経験を有する人材の育成及び活動の機会の創出その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、大学等の学生が、気候変動対策の重要性に関する理解を深め、自主的かつ積極的な行動をとることができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(徳島県地球環境を守る日)

**第五十九条** 県民一人一人が気候変動対策の重要性に関する理解を深め、積極的に地球環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、徳島県地球環境を守る日を設ける。

2 徳島県地球環境を守る日は、四月二十二日とする。

3 県は、徳島県地球環境を守る日の趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

#### 第六章 先導的な技術の活用及び先駆的な取組の実施等

(先導的な技術の研究開発)

**第六十条** 県、事業者等及び大学その他の研究機関は、相互に連携し、及び協働して、気候変動の緩和及び気候変動への適応に資する先導的な技術の研究開発を推進するとともに、その成果の普及に努めるものとする。

(先導的な技術及び先駆的な取組の促進)

**第六十一条** 県、県民、事業者等及び大学その他の研究機関は、相互に連携し、及び協働して、各主体の創意工夫を生かした気候変動の緩和及び気候変動への適応に資する先導的な技術の活用及び先駆的な取組の実施に努めるものとする。

2 県は、前項に規定する先導的な技術の活用及び先駆的な取組の実施を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(顕彰等)

**第六十二条** 知事は、気候変動対策に関し、優れた功績があつたと認められる県民及び事業者等に対して、顕彰を行うものとする。

2 知事は、次に掲げる者のうち気候変動対策に積極的に取り組んでいると認められるものについて、地球環境の保全に関する意識が高い者として公表することができる。

- 一 第二十五条第一項又は第四項の規定により温室効果ガスの排出削減計画書を提出した者
- 二 第三十二条第一項又は第四項の規定により建築物環境配慮計画書を提出した者
- 三 第三十八条第一項又は第三項の規定による届出をした者

## 第七章 雑則

(徳島県環境審議会の調査審議事項)

**第六十三条** 徳島県環境審議会は、この条例に基づき気候変動対策の実施に関し、規則で定める基本的な事項を調査審議するものとする。

(指導及び助言)

**第六十四条** 知事は、県民及び事業者等に対し、この条例に基づき気候変動対策が適切に実施されるよう必要な指導及び助言をすることができる。

(報告及び資料の提出)

**第六十五条** 知事は、第二十五条第一項から第三項まで、第二十六条第一項、第三十二条第一項から第三項まで及び第三十八条第一項の規定の施行に必要な限度において、これらの規定による提出又は届出をした者に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 知事は、前項の規定によるもののほか、この条例の施行に必要な限度において、県民又は事業者等に対し、気候変動対策の実施状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

**第六十六条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- 一 第二十五条第一項若しくは第三項、第二十六条第一項又は第三十二条第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を提出した者
- 二 第三十二条第一項の規定により提出した建築物環境配慮計画書の内容(同条第二項の規定により届け出たときは、変更後の内容)と異なる工事をしていると認められる者
- 三 第三十二条第二項若しくは第三項又は第三十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(勧告に従わない場合の公表)

**第六十七条** 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に正当な理由なく従わない場合は、その旨を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとする場合は、あらかじめ当該公表の対象となる者に対し、証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

(規則への委任)

**第六十八条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第八章 罰則

**第六十九条** 第六十五条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、五万円以下の過料に処する。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年一月一日から施行する。  
(徳島県地球温暖化対策推進条例の廃止)
- 2 徳島県地球温暖化対策推進条例(平成二十年徳島県条例第四十四号)は、廃止する。  
(徳島県地球温暖化対策推進条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に特定事業者又は中小排出事業者が前項の規定による廃止前の徳島県地球温暖化対策推進条例(以下「旧温暖化対策推進条例」という。)第十九条第一項又は第四項の規定により地球温暖化対策計画書を提出している場合には、当該地球温暖化対策計画書を第二十五条第一項又は第四項の規定により提出された温室効果ガスの排出削減計画書とみなして、この条例の規定を適用する。
- 4 この条例の施行の際現に特定事業者又は中小排出事業者が旧温暖化対策推進条例第十九条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により変更後の地球温暖化対策計画書を提出している場合には、当該変更後の地球温暖化対策計画書を第二十五条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定により提出された変更後の温室効果ガスの排出削減計画書とみなして、この条例の規定を適用する。
- 5 この条例の施行の際現に第三十二条第一項に規定する者が旧温暖化対策推進条例第三十二条第一項の規定により建築物地球温暖化対策計画書を提出している場合には、当該建築物地球温暖化対策計画書を第三十二条第一項の規定により提出された建築物環境配慮計画書とみなして、この条例の規定を適用する。
- 6 この条例の施行の際現に第三十二条第一項に規定する者が旧温暖化対策推進条例第三十二条第二項の規定による建築物地球温暖化対策計画書の変更の届出をしている場合には、当該届出を第三十二条第二項の規定による届出とみなして、この条例の規定を適用する。
- 7 この条例の施行の際現に第三十八条第一項の規則で定める者が旧温暖化対策推進条例第三十八条の規定による環境に配慮した自動車の運転等をすることを推進する者の氏名その他必要な事項の届出をしている場合には、当該届出を第三十八条第一項の規定による届出とみなして、この条例の規定を適用する。
- 8 この条例の施行前に旧温暖化対策推進条例の規定によりされた報告又は資料の提出の求め、勧告、公表その他の行為は、この条例の相当規定によりされたものとみなす。
- 9 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
(基本方針に関する経過措置)
- 10 この条例の施行の際現に定められている気候変動対策に関する県の基本的な方針であつて、気候変動対策を総合的かつ計画的に推進するためのものは、第八条第一項の規定により定められた基本方針とみなす。  
(指針に関する経過措置)



11 この条例の施行の際現に定められている気候変動対策に関する県の指針であつて、県民及び事業者等が気候変動対策を推進するに当たつて必要となるものは、第十三条の規定により定められた指針とみなす。

(基本計画に関する経過措置)

12 この条例の施行の際現に定められている再生可能エネルギーの利用の推進に関する県の基本的な計画であつて、再生可能エネルギーの利用の計画的な推進を図るためのものは、第四十二条第一項の規定により定められた基本計画とみなす。

(調整規定)

13 この条例の施行の日が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における第三十二条第六項の規定の適用については、同項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十八条」とあるのは「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十五条第七項」と、「同法第三章第一節」とあるのは「同条第一項」とする。

#### 提案理由

脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、気候変動対策に関する基本方針の策定その他必要な事項を定めることにより、県、県民、事業者等が相互に連携し、一体となつて気候変動対策の推進を図り、もつて将来の県民に良好な環境を継承する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第八号

## 徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例の一部改正について

徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年九月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例**

徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例（平成二十年徳島県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 小規模企業者 基本法第二条第五項に規定する小規模企業者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

第三条第一号中「中小企業者」の下に「及び小規模企業者（以下「頑張る中小企業者等」という。）」を加える。

第四条第一号及び第四号中「中小企業者」を「中小企業者等」に改め、同条に次の一号を加える。

六 小規模企業者が行う事業の持続的発展のための取組を支援するとともに、小規模企業の多様で活力ある成長発展の促進を図ること。

第五条の見出しを「(中小企業者等の責務)」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 小規模企業者は、その事業の持続的発展を図るため、円滑かつ着実に事業を運営するとともに、自らの成長発展を目指し、主体的かつ意欲的な事業活動に努めなければならない。

第八条中「(基本法第二条第五項に規定する小規模企業者であつて、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。）」を削る。

第十二条の見出し並びに同条第一項及び第三項から第六項まで、第十五条の見出し及び同条第一項並びに第十六条第四項中「中小企業者」を「中小企業者等」に改める。

第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条の次に次の一条を加える。

(小規模企業の振興)

**第十七条** 県は、活力ある自立的な経済を構築するために、雇用を支え、新たな需要に的確かつ迅速に対応できる小規模企業の振興に努めるものとする。

- 2 県は、小規模企業が地域経済の安定化に果たす役割の重要性を認識し、創業及び起業、小規模企業者の事業の承継並びに人材の育成及び確保、地域の観光の振興等の視点に立った施策を講ずるものとする。
- 3 県は、小規模企業者の円滑かつ着実な事業活動に対する支援に努めるとともに、頑張る中小企業者を目指す小規模企業者の主体的かつ意欲的な事業活動に対する支援に努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

小規模企業が地域経済の安定化に果たす役割の重要性並びに小規模企業者の事業の持続的発展及び小規模企業の成長発展を図る必要性に鑑み、小規模企業の振興に関する施策を一層推進する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 第九号

## 徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部改正について

徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年九月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

徳島県警察本部の内部組織に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十三号を第二十四号とし、第二十号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第十九号の次に次の一号を加える。

二十 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事。

## 附 則

この条例は、平成二十八年十一月三十日から施行する。

## 提案理由

警察法施行令の一部が改正され、警察本部の内部組織の基準が改められたことに伴い、警務部の所掌事務に国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事を加える必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第十号

## 徳島県警察関係手数料条例の一部改正について

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年九月二十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十五の項の1中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「七千四百円」を「七千五百円」に改め、同表の五十五の二の項の1中「又は中型自動車仮運転免許」を「、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許」に、「三千六百五十円」を「四千五十円」に、「六千六百五十円」を「六千七百円」に改め、同表の五十六の項中3を4とし、2を3とし、1を2とし、同2の前に次のように加える。

- 1 準中型自動車免許に係る再試験 二十円（道路交通法第百条の二第二項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、四千六百五十円）

別表第一の六十二の項の1中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二万三千四百五十円」を「二万三千五百円」に改め、同項の5の(一)から(六)までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表の六十四の項の1中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「一万四千九百五十円」を「一万四千六百円」に改め、同項の5の(一)から(六)までの規定中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表の六十九の項の1中「又は中型自動車免許に係る講習」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあつては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。）」に、「四千六百五十円」を「四千円」に改め、同項中2を3とし、1の次に次のように加える。

- 2 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。） 講習一時間について三千四百円

別表第一の七十五の項中4を5とし、3を4とし、2を3とし、1を2とし、同2の前に次のように加える。

- 1 準中型自動車免許に係る講習 講習一時間について二千五百円

別表第一の七十七の項の1及び2を次のように改める。

- 1 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。） 四千六百五十円
- 2 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。） 四千六百五十円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして規則で定める基準に該当するものにあつては、七千五百五十円）

別表第一の七十七の項の2の次に次のように加える。

- 3 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道路交通法第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。） 五千六百五十円
- 4 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ、第一百一条の四第二項又は第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。） 二千円
- 5 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道路交通法第九十七条の二第一項第三号イ又は第一百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。） 二千円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして規則で定める基準に該当するものにあつては、四千三百円）
- 6 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道路交通法第一百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。） 二千四百円

別表第一の八十の二の項の1中「五千六百円」を「四千六百五十円」に、「を受けた者に対するものである場合」を「の結果に基づいて行うものであつて、当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして規則で定める基準に該当するもの」に、「五千二百円」を「七千五百五十円」に改め、同表の備考の七中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二千八百円」を「二千四百五十円」に改め、同表の備考の八中「又は中型自動車免許」を「、中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改め、同表の備考の九中「又は中型



自動車免許」を「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に、「二千八百五十円」を「二千五百円」に改め、同表の備考の十中「又は中型自動車免許」を「中型自動車免許又は準中型自動車免許」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年三月十二日から施行する。

### (経過措置)

- 2 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百五十八号）附則第六条第一項各号のいずれかに該当する者（道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）附則第二条第二号に規定する限定が解除された者を除く。）に対する改正後の別表第一の五十六の項及び七十五の項の規定の適用については、同表の五十六の項の1中「二千円」とあるのは「千九百五十円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号）による改正前の道路交通法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「四千六百五十円」とあるのは「二千八百五十円」と、同表の七十五の項の1中「二千五百円」とあるのは「二千五十円」とする。
- 3 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成二十八年内閣府令第四十九号）附則第十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る手数料については、改正後の別表第一の七十七の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 運転免許に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成二十八年国家公安委員会規則第十六号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる講習の基準に適合する道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十七条の六の二第一号に規定する講習に係る手数料については、改正後の別表第一の八十の二の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

### 提案理由

道路交通法等の一部が改正されたことに伴い、準中型自動車免許に係る運転免許試験等の手数料を定めるとともに、高齢者講習等の手数料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



## 第 11 号

## 平成28年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について

平成28年度県営土地改良事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 28 年 9 月 27 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営土地改良事業	徳島市	県営かんがい排水事業	30,000,000 <sup>円</sup>	7,500,000 <sup>円</sup>	2.5/10以内	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		広域営農団地農道整備事業	5,000,000	500,000	1/10以内	
		湛水防除事業	100,000,000	15,000,000	1.5/10以内	
		小 計	135,000,000	23,000,000	—	
	鳴門市	基幹農道整備事業	53,000,000	4,558,000	0.86/10以内	
		経営体育成基盤整備事業	190,000,000	42,750,000	2.25/10以内	
		地盤沈下対策事業	10,000,000	600,000	0.6/10以内	
		国営付帯県営農地防災事業	61,000,000	4,575,000	1.5/10以内	
		小 計	314,000,000	52,483,000	—	
	小松島市	経営体育成基盤整備事業	10,000,000	750,000	2.25/10以内	
		地盤沈下対策事業	8,000,000	480,000	0.6/10以内	
		国営付帯県営農地防災事業	45,000,000	6,750,000	1.5/10以内	

		小計	63,000,000	7,980,000	—
	阿南市	広域営農団地農道整備事業	1,000,000	100,000	1/10以内
		中山間地域農村活性化総合整備事業	40,000,000	5,000,000	1.5/10以内
		経営体育成基盤整備事業	58,000,000	2,900,000	2.25/10以内
		老朽ため池等整備事業	20,000,000	3,600,000	2/10以内
		国営付帯県営農地防災事業	148,000,000	14,800,000	1/10以内
		小計	267,000,000	26,400,000	—
	吉野川市	基幹農道整備事業	20,000,000	1,720,000	0.86/10以内
		広域営農団地農道整備事業	50,000,000	5,000,000	1/10以内
		老朽ため池等整備事業	25,000,000	5,000,000	2/10以内
		小計	95,000,000	11,720,000	—
阿波市	県営農道整備事業	12,000,000	3,000,000	2.5/10以内	
	経営体育成基盤整備事業	25,000,000	5,335,000	2.25/10以内	
	老朽ため池等整備事業	20,000,000	4,000,000	2/10以内	
	小計	57,000,000	12,335,000	—	
美馬市	広域営農団地農道整備事業	40,000,000	4,000,000	1/10以内	
	中山間地域農村活性化総合整備事業	5,000,000	750,000	1.5/10以内	
	老朽ため池等整備事業	125,000,000	25,000,000	2/10以内	
	小計	170,000,000	29,750,000	—	
三好市	広域営農団地農道整備事業	54,500,000	5,450,000	1/10以内	
	中山間地域農村活性化総合整備事業	84,000,000	10,600,000	1.5/10以内	

		老朽ため池等整備事業	50,000,000	10,000,000	2/10以内
		小 計	188,500,000	26,050,000	—
	勝浦町	基幹農道整備事業	35,000,000	3,010,000	0.86/10以内
		広域営農団地農道整備事業	25,000,000	2,500,000	1/10以内
		小 計	60,000,000	5,510,000	—
	上勝町	広域営農団地農道整備事業	45,000,000	4,500,000	1/10以内
	那賀町	広域営農団地農道整備事業	100,000,000	10,000,000	1/10以内
	牟岐町	中山間地域農村活性化総合整備事業	10,000,000	1,500,000	1.5/10以内
	海陽町	老朽ため池等整備事業	10,000,000	300,000	0.8/10以内
	松茂町	地盤沈下対策事業	60,000,000	3,600,000	0.6/10以内
	藍住町	地盤沈下対策事業	150,000,000	9,000,000	0.6/10以内
	板野町	国営付帯県営農地防災事業	7,000,000	525,000	1.5/10以内
	上板町	県営かんがい排水事業	50,000,000	12,500,000	2.5/10以内
		県営農道整備事業	10,000,000	2,500,000	2.5/10以内
		国営付帯県営農地防災事業	93,000,000	6,975,000	1.5/10以内
		小 計	153,000,000	21,975,000	—
	つるぎ町	広域営農団地農道整備事業	80,000,000	8,000,000	1/10以内
	東みよし町	広域営農団地農道整備事業	54,500,000	5,450,000	1/10以内

	県営農道整備事業	3,000,000	750,000	2.5/10以内
	中山間地域農村活性化総合整備事業	50,000,000	7,500,000	1.5/10以内
	小計	107,500,000	13,700,000	—

#### 提案理由

平成28年度県営土地改良事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項及び土地改良法第91条第6項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第 12 号

## 平成28年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について

平成28年度広域漁港整備事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 28 年 9 月 27 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記	
広域漁港整備事業等	鳴門市	地域水産物供給基盤整備事業	50,000,000 <sup>円</sup>	7,000,000 <sup>円</sup>	14%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。	
		水産物供給基盤機能保全事業	83,500,000	11,690,000	14		
		県単独漁港漁場整備事業	21,036,000	4,207,200	20		
		小 計	154,536,000	22,897,200	—		
	阿南市	水産物供給基盤機能保全事業	33,000,000	4,620,000	14		
		牟岐町	広域漁港整備事業	100,000,000	10,000,000		10
			水産物供給基盤機能保全事業	20,000,000	2,800,000		14
			漁港環境整備事業	12,000,000	1,680,000		14
	小 計	132,000,000	14,480,000	—			
	美波町	水産物供給基盤機能保全事業	20,000,000	2,800,000	14		
県単独漁港漁場整備事業		6,000,000	1,200,000	20			

		小 計	26,000,000	4,000,000	—
	海 陽 町	水産物供給基盤機能保全事業	10,000,000	1,400,000	14
	松 茂 町	水産物供給基盤機能保全事業	18,000,000	2,520,000	14

#### 提案理由

平成28年度広域漁港整備事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 13 号

## 平成28年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について

平成28年度県営林道開設事業費の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 28 年 9 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営林道開設事業	美馬市	森林基幹道	160,000,000 <sup>円</sup>	17,120,000 <sup>円</sup>	10.7%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	三好市	森林基幹道	140,000,000	14,980,000	10.7	
	那賀町	森林基幹道	180,000,000	19,260,000	10.7	
	海陽町	森林基幹道	110,000,000	11,770,000	10.7	
	つるぎ町	森林基幹道	70,000,000	7,490,000	10.7	

## 提案理由

平成28年度県営林道開設事業費に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 14 号

## 平成28年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について

平成28年度県単独道路事業費の一部を次のとおり受益市町村に負担させるものとする。

平成 28 年 9 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町村	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独道路事業	徳島市	道路局部改良事業	44,200,000 <sup>円</sup>	6,630,000 <sup>円</sup>	15%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	鳴門市	道路局部改良事業	5,950,000	892,500	15	
	小松島市	道路局部改良事業	8,500,000	1,275,000	15	
	阿南市	道路局部改良事業 交通安全対策事業	29,750,000	4,462,500	15	
			1,275,000	127,500	10	
		小 計	31,025,000	4,590,000	—	
	吉野川市	道路局部改良事業	12,750,000	1,912,500	15	
	阿波市	道路局部改良事業 交通安全対策事業	29,750,000	4,462,500	15	
595,000			59,500	10		
	小 計	30,345,000	4,522,000	—		

	美馬市	道路局部改良事業	54,400,000	8,160,000	15		
	三好市	道路局部改良事業	49,300,000	7,395,000	15		
	勝浦町	道路局部改良事業	12,750,000	1,912,500	15		
	上勝町	道路局部改良事業	8,500,000	1,275,000	15		
	佐那河内村	道路局部改良事業	8,500,000	1,275,000	15		
	石井町	道路局部改良事業	5,950,000	892,500	15		
	神山町	道路局部改良事業	23,800,000	3,570,000	15		
		交通安全対策事業	1,785,000	178,500	10		
		小計	25,585,000	3,748,500	—		
	那賀町	道路局部改良事業	29,750,000	4,462,500	15		
		交通安全対策事業	595,000	59,500	10		
		小計	30,345,000	4,522,000	—		
	牟岐町	道路局部改良事業	8,500,000	1,275,000	15		
	美波町	道路局部改良事業	17,000,000	2,550,000	15		
	海陽町	道路局部改良事業	12,750,000	1,912,500	15		
	松茂町	道路局部改良事業	5,100,000	765,000	15		
	藍住町	道路局部改良事業	8,500,000	1,275,000	15		
	板野町	道路局部改良事業	5,950,000	892,500	15		

	上板町	道路局部改良事業	11,050,000	1,657,500	15	
	つるぎ町	道路局部改良事業	17,000,000	2,550,000	15	
	東みよし町	道路局部改良事業	21,250,000	3,187,500	15	

#### 提案理由

平成28年度県単独道路事業費に対する受益市町村負担金について、道路法第52条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 15 号

## 平成28年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について

平成28年度県営都市計画事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 28 年 9 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県営都市計画事業等	徳島市	公共街路事業	80,000,000 <sup>円</sup>	8,000,000 <sup>円</sup>	1/10	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		緊急地方道路整備事業	700,000,000	70,000,000	1/10	
		旧吉野川流域下水道建設事業	48,636,600	8,106,100	1/6	
		小 計	828,636,600	86,106,100	—	
	鳴門市	旧吉野川流域下水道建設事業	108,798,900	18,133,150	1/6	
	石井町	緊急地方道路整備事業	120,000,000	12,000,000	1/10	
	松茂町	旧吉野川流域下水道建設事業	24,009,300	4,001,550	1/6	
	北島町	旧吉野川流域下水道建設事業	41,406,000	6,901,000	1/6	
	藍住町	旧吉野川流域下水道建設事業	65,755,200	10,959,200	1/6	
板野町	旧吉野川流域下水道建設事業	20,394,000	3,399,000	1/6		

#### 提案理由

平成28年度県営都市計画事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項及び下水道法第31条の2第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 16 号

## 平成28年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について

平成28年度県単独砂防事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 28 年 9 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独砂防事業等	阿波市	県単独砂防事業	3,400,000 <sup>円</sup>	850,000 <sup>円</sup>	25/100	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	美馬市	急傾斜地崩壊対策事業	45,000,000	3,500,000	$5/100 \cdot 1/10 \cdot 2/10$	
		県単独砂防事業	5,950,000	1,487,500		
		小 計	50,950,000	4,987,500	—	
	三好市	急傾斜地崩壊対策事業	90,000,000	6,000,000	$5/100 \cdot 1/10$	
		県単独砂防事業	3,400,000	850,000		
		小 計	93,400,000	6,850,000	—	
	勝浦町	急傾斜地崩壊対策事業	50,000,000	5,000,000	1/10	
神山町	県単独砂防事業	3,400,000	850,000	25/100		
那賀町	急傾斜地崩壊対策事業	20,000,000	1,000,000	5/100		

		県単独砂防事業	3,400,000	850,000	25/100
		小 計	23,400,000	1,850,000	—
	牟岐町	急傾斜地崩壊対策事業	50,000,000	3,000,000	5/100・1/10
		県単独砂防事業	12,750,000	637,500	5/100
		小 計	62,750,000	3,637,500	—
	美波町	県単独砂防事業	12,750,000	637,500	5/100
	海陽町	急傾斜地崩壊対策事業	70,000,000	4,000,000	5/100・1/10
		県単独砂防事業	12,750,000	637,500	5/100
		小 計	82,750,000	4,637,500	—
	つるぎ町	急傾斜地崩壊対策事業	40,000,000	2,500,000	5/100・1/10
	東みよし町	県単独砂防事業	2,550,000	637,500	25/100

#### 提案理由

平成28年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第 17 号

## 平成28年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について

平成28年度港湾建設事業費の一部を次のとおり受益市に負担させるものとする。

平成 28 年 9 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
港湾建設事業	徳島市	港湾改修事業	60,000,000円	9,000,000円	15%	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
		港湾環境整備事業	9,000,000	1,350,000	15	
		小 計	69,000,000	10,350,000	—	
	阿南市	港湾改修事業	60,000,000	9,000,000	15	

## 提案理由

平成28年度港湾建設事業費に対する受益市負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 18 号

一般国道 195 号道路改築工事出合大橋上部工の請負契約の変更請負契約について

平成25年12月19日議決を経た一般国道 195 号道路改築工事出合大橋上部工の請負契約の変更請負契約を次のとおり締結する。

平成 28 年 9 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

請負契約書中「5 契約金額 1,868,400,000円」を「5 契約金額 1,895,554,440円」に改める。

## 提案理由

工事の請負契約の契約金額の変更に伴い、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 19 号

徳島阿波おどり空港旅客ターミナルビル増築他工事のうち建築工事の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

平成 28 年 9 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工 事 名	徳島阿波おどり空港旅客ターミナルビル増築他工事のうち建築工事
2	工 事 箇 所	板野郡松茂町
3	工 期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から平成30年1月31日まで
4	契 約 金 額	977,400,000円
5	契 約 の 方 法	一般競争入札
6	契 約 の 相 手 方	島谷建設・北島建設・平山建設 徳島阿波おどり空港増築他工事のうち建築工事共同企業体
	代表構成員	徳島市富田橋7丁目17番地 株式会社 島谷建設 代表取締役 島 谷 速 敏
	構 成 員	徳島市中洲町1丁目14番地 株式会社 北島建設 代表取締役 北 島 誠 祐
	構 成 員	徳島市大松町榎原外77番地10 平山建設株式会社 代表取締役 平 山 洋 介

#### 提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 20 号

## 徳島県立阿南工業高等学校改築工事のうち建築工事の請負契約について

次のとおり工事の請負契約を締結する。

平成 28 年 9 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1	工 事 名	徳島県立阿南工業高等学校改築工事のうち建築工事
2	工 事 箇 所	阿南市宝田町
3	工 期	徳島県議会の議決のあった日の翌日から平成30年1月31日まで
4	契 約 金 額	1,449,360,000円
5	契 約 の 方 法	一般競争入札
6	契 約 の 相 手 方	島谷建設・鳳建設・平山建設 徳島県立阿南工業高等学校改築工事のうち建築工事共同企業体
	代表構成員	徳島市富田橋7丁目17番地 株式会社 島谷建設 代表取締役 島谷速敏
	構 成 員	阿南市宝田町出口4番地の2 鳳建設株式会社 代表取締役 福井秀樹
	構 成 員	徳島市大松町榎原外77番地10 平山建設株式会社 代表取締役 平山洋介

#### 提案理由

工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 第 21 号

## 地方独立行政法人徳島県鳴門病院第2期中期目標の策定について

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の第2期中期目標を次のように定める。

平成28年9月27日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

**地方独立行政法人徳島県鳴門病院第2期中期目標****前文**

地方独立行政法人徳島県鳴門病院は、平成25年4月の法人設立以降、県北部をはじめ香川県東部や兵庫県淡路島地域の政策医療を担い、地域の中核的かつ急性期病院として重要な役割を果たしている。

また、看護専門学校、健康管理センター、訪問看護ステーション及び居宅介護支援センターを併設し、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療提供体制の確保に取り組んでいるところである。

急速に進む人口減少や少子高齢化など社会構造が変化する中、医療需要の増加や疾病構造の変化、それに伴う県民の医療に対する意識やニーズの変化など、医療を取り巻く環境は大きく変わりつつある。

こうした中、「徳島県地域医療構想」では、地域にふさわしい医療機能の分化・連携や地域の医療提供体制の将来あるべき姿が示されるなど、本県の医療政策は大きな転換期を迎えている。

地方独立行政法人徳島県鳴門病院においても、地域にふさわしい良質かつ適切な医療を提供し、経営の効率化を図るとともに、「徳島県地域医療構想」を踏まえ、地域の医療提供体制について果たすべき役割を明確化し、在宅医療の推進や地域包括ケアシステムの構築に向けて積極的な役割を果たす必要がある。

このため、第2期中期目標を次のとおり定めることとし、地方独立行政法人制度の特徴である自主性や効率性を十分に発揮しつつ、地域の医療水準の更なる向上や地域住民の健康増進につながるよう地方独立行政法人徳島県鳴門病院の基本となるべき方向性を示すこととする。

特に、運営に当たっては、「徳島県地域医療構想」をはじめとする徳島県の医療行政施策にのっとり、地域づくりとしての医療を推進し、地域の中核的病院として更なる公的役割を担うとともに、地域住民から信頼される病院を目指していくことを求めるものとする。

**第1** 中期目標の期間

平成29年4月1日から平成33年3月31日までの4年間とする。

**第2** 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

## 1 診療事業

## (1) 良質かつ適切な医療の提供

ア 地域の中核的かつ急性期を担う病院として、地域住民の医療を支える基本機能を提供しつつ、地域の医療水準向上のための機能充実に努めること。

イ 最適で確実な治療を提供するため、各種診療ガイドライン等に基づくクリティカルパスを促進するとともに医療安全対策を徹底し、医療の質の向上を図ること。

## (2) 患者の視点に立った医療の提供

ア 接遇や院内環境の整備に来院者の意見や要望を反映し、患者サービスの向上推進に努めること。

イ 患者の個人情報について法・条例に基づき適切に取り扱い、臨床における倫理的課題に積極的に取り組むとともに、医療相談体制を充実し、患者の利便性向上に努めること。

## (3) 救急医療の強化

県北部の主要な2次救急医療機関として受入体制の強化を図るとともに、地域の1次救急医療機関との役割分担や連絡体制の整備、消防機関との連携強化に努めること。

## (4) がん医療の充実

地域がん診療連携推進病院として県内のがん診療連携拠点病院との連携を図るとともに、集学的治療の推進やチーム医療によるがん診療の質の向上及び緩和ケアの提供など、がん医療の充実に努めること。

## (5) 生活習慣病に対する医療の促進

地域住民に対する生活習慣病の発症予防啓発を促進するとともに、健康管理センターでの予防健診の充実や受入の拡大に努めること。

## (6) 産科医療や小児医療の充実

産科及び小児科の診療体制の確保に努めるとともに、他の診療科との連携や役割分担を促進し、病院全体で産科医療や小児医療の充実強化を図ること。

## (7) 特徴を發揮した医療の推進

県内唯一の医療分野である「手の外科」等、専門的な人材能力を活かした鳴門病院の特徴となる医療の充実に努めること。

## 2 地域医療・介護支援

(1) 医療・介護連携の充実

- ア 地域医療支援病院として地域の医療機関との連携を一層強化し、「紹介率・逆紹介率」の維持・向上に努めること。
- イ 医療連携体制に基づく地域完結型の医療を実現するため、地域連携クリティカルパスの整備普及に努めること。
- ウ 地域の基幹病院としての役割を担うため、整備が図られた高度医療機器を積極的に活用し、地域の医療水準の向上に努めること。
- エ 地域包括ケアシステムの構築に向けて、退院後の療養支援や地域の訪問看護・居宅介護の質の向上に向けた支援に努めること。

(2) 地域住民の健康維持への貢献

健康管理センターにおける健診活動の推進を図るとともに、地域住民の健康に対する啓発を促進し、住民の健康に有用な医療情報の公開・提供に努めること。

3 災害時における医療救護

(1) 医療救護活動の拠点機能

災害拠点病院として、災害発生時の傷病者の受入体制を構築するとともに、地域の医療機関や他の災害拠点病院との連携を強化するなど、医療救護体制の拡充に努めること。

(2) 他地域における医療救護への協力

災害派遣医療チーム（DMAT）の技能向上を図り、他地域における医療救護活動への協力体制の強化に努めること。

4 人材の確保・養成

(1) 質の高い医師の確保・養成

- ア 医療水準の向上を図るため、専門的な教育や研修の充実を推進し、質の高い医師の確保・養成に努めること。
- イ 臨床研修病院として、他の臨床研修病院との連携や特色のある臨床研修プログラムの設定等により臨床研修医の確保に努めるとともに、質の高い研修指導医の養成に取り組むこと。

(2) 医療従事者の確保・養成

看護師やその他のコメディカル等の専門性の向上を図るため、研修制度の整備や資格取得を促進すること。

(3) 看護専門学校の充実強化

- ア 質の高い教員の計画的な養成に努めるとともに、病院や県との連携により教育内容の質の向上を図ること。
- イ 県内の高等学校等との連携強化を図り、優秀な看護学生の確保に努めるとともに、県内の医療機関への就職を促進すること。

**第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項**

## 1 業務運営体制

### (1) 効果的な業務運営の推進

理事長及び院長のリーダーシップにより経営効率の高い業務執行体制を確立すること。

### (2) 事務職員の専門性の向上

病院事務に精通した事務職員の育成に努め、専門性の向上に努めること。

### (3) 人事評価システムの構築

職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を適正に評価することにより、努力した職員が相応な処遇を受け、もって優れた人材の育成及び活用が図られる新たな人事評価制度を構築すること。

## 2 業務運営方法

### (1) 県立病院との連携

医薬品等の共同交渉や人事交流、災害時の協力等を推進し、県立病院との連携によるより効果的な医療提供体制を構築すること。

### (2) 収入の確保

ア 入院・外来患者数の増加や病床利用率の向上、特徴を発揮した医療の推進などにより、収益力の強化を図ること。

イ 診療報酬の請求漏れや未収金の未然防止等に努めること。

### (3) 費用の抑制

ア 医薬品や診療材料等の購入について、県立病院との共同交渉の促進や在庫管理の適正化等により、費用の抑制に努めること。

イ 契約方法について、透明性や公平性の確保に努めるとともに、定期的な見直しを行い、費用の節減や事務の簡素化を図ること。

## 第4 財務内容の改善に関する事項

### 1 経常収支比率

収益力の強化や業務運営の効率化を図ることにより、中期目標期間の最終年度までに経常収支比率100%以上を達成すること。

### 2 医業収支比率

医業収支比率について、同規模の公立病院と比較する等により適切な数値目標を定め、達成すること。

### 3 その他の経営指標

収入の確保や経費削減に係るその他の経営指標について、同規模の公立病院と比較する等により適切な数値目標を定め、達成すること。

## 第5 その他業務運営に関する重要事項

1 施設及び設備の整備

施設及び設備について、医療技術の進展や地域の医療需要、費用対効果等を総合的に勘案し計画的に整備すること。

2 職員の就労環境の向上

(1) 良好な職場環境づくり

職員間のコミュニケーションを図り、良好な職場環境づくりに努めること。

(2) 就労環境の整備

育児支援体制の充実を図るなど、職員が安心して働くことのできる就労環境を整備すること。

提案理由

地方独立行政法人法第25条第1項の規定により、地方独立行政法人徳島県鳴門病院の第2期中期目標を定めるに当たり、同条第3項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。





## 第 22 号

平成27年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算の認定について

平成27年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 提案理由

平成27年度徳島県一般会計歳入歳出決算並びに各特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



第 23 号

平成27年度徳島県病院事業会計決算の認定について

平成27年度徳島県病院事業会計の決算を監査委員の意見を付けて、別冊のとおり議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

提案理由

平成27年度徳島県病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。



## 第 24 号

## 平成27年度徳島県電気事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成27年度徳島県電気事業会計の剰余金を処分し，平成27年度徳島県電気事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 27 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 提案理由

平成27年度徳島県電気事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成27年度徳島県電気事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



## 第 25 号

## 平成27年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成27年度徳島県工業用水道事業会計の剰余金を処分し，平成27年度徳島県工業用水道事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 27 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 提案理由

平成27年度徳島県工業用水道事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成27年度徳島県工業用水道事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。





## 第 26 号

## 平成27年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成27年度徳島県土地造成事業会計の剰余金を処分し，平成27年度徳島県土地造成事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 27 日 提 出

徳島県知事      飯      泉      嘉      門

## 提案理由

平成27年度徳島県土地造成事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成27年度徳島県土地造成事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



## 第 27 号

## 平成27年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

別冊のとおり，平成27年度徳島県駐車場事業会計の剰余金を処分し，平成27年度徳島県駐車場事業会計の決算を監査委員の意見を付けて，議会の認定に付する。

平成 28 年 9 月 27 日 提 出

徳島県知事      飯      泉      嘉      門

## 提案理由

平成27年度徳島県駐車場事業会計剰余金の処分について，地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を経る必要があり，あわせて平成27年度徳島県駐車場事業会計決算について，同法第30条第4項の規定により議会の認定に付する必要がある。これが，この案件を提出する理由である。



第 28 号

上告の提起及び上告受理の申立てに係る専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成 28 年 9 月 27 日 提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

上告の提起及び上告受理の申立てについて

平成28年7月21日言渡され、同月22日送達された高松高等裁判所平成27年（行コ）第3号不利益処分取消、損害賠償請求控訴事件の判決に不服があるので、最高裁判所に上告の提起及び上告受理の申立てをする。

平成 28 年 8 月 3 日 専 決

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

1 上告人兼上告受理申立人 徳島県

2 被上告人兼相手方

3 原 判 決 の 表 示

(1) 甲事件に係る控訴人の控訴を棄却する。

(2) 原判決中乙事件に関する部分を次のとおり変更する。

1 被控訴人は、控訴人に対し、10万円及びこれに対する平成24年7月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 控訴人の乙事件に係るその余の請求を棄却する。

(3) 訴訟費用は、第1, 2審を通じて、これを20分し、その1を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。

(4) この判決は、第2項1に限り、仮に執行することができる。

#### 4 上告の趣旨

原判決中、上告人の敗訴部分を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

#### 5 上告受理の申立ての趣旨

(1) 本件上告を受理する。

(2) 原判決中、上告受理申立人の敗訴部分を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

#### 提案理由

高松高等裁判所平成27年（行コ）第3号不利益処分取消、損害賠償請求控訴事件の上告及び上告受理の申立てについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、その承認を求める必要がある。これが、この案件を提出する理由である。

## 報告第1号

## 平成27年度決算に係る健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度決算に係る健全化判断比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成28年9月27日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
%	%	%	%
—	—	16.7	180.4
(3.75)	(8.75)	(25.0)	(400.0)

(備考) 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、「—」と記載した。( )内は、早期健全化基準を記載した。





## 報告第2号

## 平成27年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度決算に係る資金不足比率を別冊監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成28年9月27日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県流域下水道事業特別会計	— <sup>%</sup>
徳島県港湾等整備事業特別会計	—
徳島県病院事業会計	—
徳島県電気事業会計	—
徳島県工業用水道事業会計	—
徳島県土地造成事業会計	—
徳島県駐車場事業会計	—

(備考) 資金不足額がないため、「—」と記載した。



## 報告第3号

損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成28年9月27日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

交通事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	165,240 <sup>円</sup>	平成27年12月22日	徳島市地内	平成28年8月31日
徳島市在住 1名	176,191	平成27年12月25日	徳島市地内	平成28年8月31日
徳島市在住 1名	23,835	平成28年1月7日	徳島市地内	平成28年8月31日
徳島市在住 1名	137,473	平成28年1月15日	徳島市地内	平成28年8月31日
海部郡牟岐町在住 1名	519,516	平成28年2月8日	海部郡美波町地内	平成28年8月31日
徳島市所在 1法人	159,840	平成28年3月4日	徳島市地内	平成28年8月31日
岡山県岡山市所在 1法人	53,908	平成28年3月29日	香川県さぬき市地内	平成28年8月31日

海部郡美波町在住 1名	643,575	平成28年2月17日	小松島市地内	平成28年9月2日
板野郡板野町在住 1名	275,000	平成28年5月9日	徳島市地内	平成28年9月2日
徳島市在住 1名	28,858	平成28年5月9日	徳島市地内	平成28年9月2日

## 報告第4号

損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第2項の規定により報告する。

平成28年9月27日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

損害賠償の額の決定及び和解について

道路事故に関し，県の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定し，和解する。

和解の相手方	賠償金額	事故発生日	事故発生場所	専決処分年月日
徳島市在住 1名	円 72,000	平成28年2月9日	阿南市地内 (県道阿南鷺敷日和佐線)	平成28年8月16日
美馬市在住 1名	168,000	平成28年3月6日	三好市地内 (県道鳴門池田線)	平成28年8月16日
阿南市在住 1名	29,000	平成28年3月18日	阿南市地内 (県道羽ノ浦福井線)	平成28年8月16日
那賀郡那賀町在住 1名	118,000	平成28年3月25日	那賀郡那賀町地内 (県道日和佐上那賀線)	平成28年8月16日
板野郡上板町在住 1名	169,000	平成28年4月1日	那賀郡那賀町地内 (国道193号)	平成28年8月16日
那賀郡那賀町在住 1名	170,000	平成28年4月13日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成28年8月16日
那賀郡那賀町在住 1名	118,000	平成28年5月7日	那賀郡那賀町地内 (県道阿南相生線)	平成28年8月16日

那賀郡那賀町在住 1名	224,000	平成28年5月26日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成28年8月16日
那賀郡那賀町在住 1名	110,000	平成28年5月27日	那賀郡那賀町地内 (国道195号)	平成28年8月16日
那賀郡那賀町在住 1名	77,000	平成28年6月5日	阿南市地内 (県道阿南鷺敷日和佐線)	平成28年8月16日
那賀郡那賀町在住 1名	428,000	平成28年6月10日	阿南市地内 (県道阿南鷺敷日和佐線)	平成28年8月16日
美馬市在住 1名	99,000	平成28年6月13日	美馬市地内 (国道492号)	平成28年8月16日

報告第5号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の平成27年度に係る業務の実績に関する評価結果について

地方独立行政法人法第28条第5項の規定により，地方独立行政法人徳島県鳴門病院の平成27年度に係る業務の実績に関する評価結果を別冊のとおり報告する。

平成28年9月27日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門







